

第5回船橋市保育のあり方検討委員会 会議録

日 時	平成22年6月17日(木) 午前9時30分～11時34分
場 所	船橋市役所9階第1会議室
出席委員	森田委員、菊池委員、中原委員、飯島委員、田中委員、生田委員、鈴木委員、 上杉委員、柴田委員、石井委員、木野内委員、佐藤委員、黄木委員、 小関委員、大岩委員
欠席委員	なし
市 職 員	須田健康福祉局長、川名部子育て支援部長、佐藤保育課長、池田保育課主幹、 伊藤保育課課長補佐、小原児童家庭課長、山田児童育成課課長補佐、 新宮児童育成課児童育成班長、香取療育支援課長
事 務 局	健康福祉局子育て支援部保育計画課 鈴木課長、古島課長補佐、栗林計画班長、田中副主査、佐々木主任主事
次 第	1. 議事 (1) 資料説明 (2) 意見交換 ①要保護児童・家庭への地域支援体制 ②保育施設等の役割分担と連携 (3) その他
傍聴者の定員、実数	定員12名、傍聴者4名
会議の公開、非公開の区分	公開

1. 開 会

○会長

それでは、定刻になりましたので、ただ今より第5回船橋市保育のあり方検討委員会を開催いたします。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、会議の公開についてですが、本日の議題には不開示情報が含まれておりませんので公開とし、また、傍聴人の定員につきましては、12人とすることを決めさせていただきました。なお、本日、傍聴の希望者は4人いらっしゃいます。

傍聴の方に申し上げます。注意事項がお手元にお配りしてあると思いますが、その注意事項を遵守していただきますようお願いいたします。

なお、本日の会議終了時刻ですが、11時30分頃を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事の進行に入ります前に、1点お話しさせていただきたいことがございます。昨日、事務局から、委員からの追加の資料提出についてご相談がありました。事務局に資料請求する場合には、会議開催翌週の月曜日の午前中までという期限がありますけれども、委員からの資料提供については、特に今までルールを決めておりませんでした。これにつきましては、やはり一定のルールを決める必要があるのではないかということで私自身考えておまして、1つご提案させていただきたいと思っております。

余り時間を取りたくないと思っておりますので、資料印刷と、それから、事前に送らせていただく際に入れることができるといことで、最終、前の週の金曜日までに提出していただければ、原則、委員としての意見にかかわるものの資料提供を許可するという形にさせていただこうと思っております。事務局はそれではまずいですか。

○事務局

それでは、事務局からご提案させていただきます。

ただいま会長よりご指摘がございました会議の資料につきましては、できる限り会議開催の前の週の金曜日に投函できるように心がけております。そこで、できましたら、資料請求と同様に、会議開催の翌週月曜日の午前中までに、事務局にまずその意向をお伝えいただきまして、提出につきましては、遅くとも会議開催の1週間前の木曜日の午前中までに、できれば電子ファイル、それが難しければ原本を1部提出いただきますようお願いいたします。

次回の会議にご提出いただく場合は、6月21日月曜日の午前中までに提出の意向をご連絡いただきまして、24日木曜日午前中までにご提出いただければと思います。よろしく願いいたします。

○会長

原則です。これは事務局のチェックという意味ではありません。事前郵送、あるいは事前の配付に間に合うようにするための確認ですので、事務局の業務にご協力いただきたいという限りで

ございます。

なお、前期の中間報告のまとめに近づいてきておりますので、限られた時間の中で有効に議論していくため、皆さんの意見を補足する資料がありましたら、提供のご協力を要請したいと思います。

今、事務局からご提示ありましたように、1週間前の木曜日の午前中までに資料提供いただきたいという要請がありましたけれども、それでよろしいですか。

(「結構です」の声あり)

○会長

よろしく願いいたします。

なお、本日、実は1通、委員からの意見が届いております。ただし、この意見につきましては、具体的にはこのルールがまだできておりませんでしたので、ルールに準じて扱うということができません。よって、今回につきましては、皆様のほうで許可をいただければ、当日配付という形にしたいと思いますのですが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長

それでは、事務局でどうぞ配付ください。A委員からの意見提出です。これは意見が出されているということにとどめさせていただきまして、議事に入らせていただきます。

[資料配付]

2. 議 事

(1) 資料説明

○会長

今回の議事ですけれども、まず前回、皆様方の議論の中で、多くの資料提供に関する要請がございました。それにつきまして、まず事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○保育課長

それでは、事前に配付しました資料のうち、補足が必要な箇所のみご説明いたします。

資料1をご覧ください。まず、運営主体別の賃金状況でございますが、全国保育協議会の報告書からの資料でございます。公営・私営別で初任保育士、主任保育士、施設長の賃金で、時間外勤務手当を除いた額、社会保険料や所得税などの職員から控除する分を含んだ年収ベースでの数値となっております。また、平均賃金、平均年齢も出ております。

次に、資料4をご覧ください。待機児童数調査における国と市の基準の比較でございますが、例えば国では求職中は母子家庭、父子家庭を除いて待機としておりますが、市の基準では求職中の者はすべて待機としておるところでございます。その結果、4月の待機児童数は国基準では174人、市基準では507人となっているところでございます。

次に、資料5をご覧ください。保育園入所児童の状況は、公立2園、私立2園の4園を抽出し、入所者数が587人の状況をまとめたものでございます。

まず、父の保育に欠ける状況、父の就労の場合の勤務時間数の資料です。ほとんどがフルタイ

ムでの就労となっております。

次に6ページ、母の保育に欠ける状況です。月120時間以上の就労の場合、社会保険の加入条件になりますが、それ以下の就労が136人いまして、25.1%を占めております。母のパート就労状況で入所している割合が多くなっています。

次に7ページ、入所者で支援が必要な状況は、合計で84人、14.3%となっております。

資料6をご覧ください。保育園待機児童の状況は、市基準で6月現在600人の状況でございます。一番上の段ですが、そのうち0歳から2歳の割合が86%となっております。また、育児休業明けでの申請が151人、25.2%となっております。

次に、待機となった場合の保護者の状況は、育児休業復帰予定日から就労を始める方が73人、育児休業の期間を延長する方が63人、また、育児休業を繰り上げての申請が11人となっております。なお、未記入者が410人います。

次に、下の段、入所できない場合の児童の状況ですが、父母が保育する268人、認可外保育施設に通う176人、一時保育利用が41人となっております。この数字は希望を含んだ数字となっております。

次に10ページ、母の保育に欠ける状況を説明させていただきますが、就労が348人、求職中が163人となり、合わせて85%となっております。また、育児休業中での申請が47人おります。

次に、就労における勤務時間ですが、月120時間以下の就労の方が79人、22.7%となっております。先ほどの入所状況と比較して、ほとんど同じ状況でございます。

次に11ページ、支援が必要な状況でございますが、合計で113人となり、18.8%になっております。なお、先ほどの入所児童との違いですが、待機児童の状況では、申請書に記載がある健康上に配慮すべき状況も調査しております。

次に、資料7をご覧ください。保育料の階層認定のここ5年間の推移とその分布状況ですが、A階層が生活保護世帯、B階層が市民税非課税世帯、C階層が市民税課税世帯、D階層が所得税課税世帯になります。5年間の推移ではB、C階層が減少し、D階層が増加しています。特にD6からD9階層までが増えています。これは保育所への入所需要が増え、待機児童が増えている中で、両親ともにフルタイムであるなど、保育に欠ける度合いの高い世帯から入所していることが原因と思われる。

次に、資料9をご覧ください。

市内保育園での一時保育の直近3カ月の利用状況ですが、資料のタイトルで3月～6月となっておりますが、3月～5月に訂正いただきたいと思います。

13保育園のうち10園の状況でございます。登録者とはその月の新規登録者でございます。申し込み者と比較して、利用者の割合は80%前後となっております。また、現在ではキャンセル待ちとなる状況はほとんどないという結果でした。

次に15ページ、5年間の利用の実績ですが、平成20年度から利用区分を変更しましたが、利用者数は減少してきている状況でございます。

次に、資料10をご覧ください。ファミリーサポートセンター事業の実施状況の推移でございます。希望者はほぼ利用できているのかという前回の質問をいただいておりますが、まず、利用条件に合わなくてお断りするケースがございます。具体的には夜10時までの利用時間を超えて利用したいというケース、または、援助活動は基本的に協力会員の自宅で行うこととしていますが、利用会員の自宅で見たいというケースがありました。

また、協力会員が不足してお断りしたケースが、近年、大規模マンションが建ち、就学前のお

子様が多く住んでいる地域でございます。また、お断りしたケースの正確な数は把握しておりませんので、口頭での報告とさせていただきます。

次に、資料 11 のうちの 19 ページになります。平成 21 年度の子育て支援センターの利用状況ですが、乳幼児のうち 3 歳未満児の利用が、計算しますと約 84% の割合を示しております。

以上でございます。

○児童育成課課長補佐

続きまして、児童ホームの利用状況について補足説明させていただきます。資料 11、18 ページをご覧ください。

まず、平成 21 年度の利用者別内訳でございますが、事業の参加者と一般利用を合わせた年間利用者 79 万 1,586 人のうち、乳幼児の利用は 23 万 3,475 人であり、約 3 割を占めています。

次に、資料 12 をご覧ください。今回、3 歳未満までの事業についての資料請求をいただきましたが、例えば 1 歳から 3 歳までを対象とした事業も行っておりますので、3 歳までとしたくくりの中で事業の実績をお出ししました。その結果、0 歳から 3 歳までを対象とした事業は 20 館の合計で 173 事業、延べ参加者数は 4 万 1,103 人という結果になりました。

以上、ご報告させていただきます。

○会長

今、前回の皆様方の議論の中で資料請求がございましたものについて報告があったわけですが、この報告と皆さんの趣旨とがまず合っているかどうか、そして、皆さんのご質問なかりたかった趣旨からすると、追加の情報提供が必要なかどうか、このあたりのところについて、少し皆さんからのご発言を求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。どうぞ。

○B 委員（有識者）

資料どうもありがとうございました。資料 1 は私がお願いしたものであったかと思えます。これを見ますと、公営と私営が出ていますが、公営のほうは無回答・不明が極めて多くて、この数値の信用性自体、やや疑問があるところではありますけれども、仮にこれを前提としますと、前回お示しいただいた船橋市の公営に係る人件費とは随分開きがあるなということがうかがえると思えます。

さらに、資料 3 で、臨時職員がクラスに入って保育に当たっているということ。これも前回議論になった臨時・非常勤職員の割合で、正規職員が 6 割強しかいないということでありましたが、その部分もこれでわかったかなと思っています。

ただ、私は、これは前回お話ししたように、公立のほうがいい保育をしているとか、私立のほうがいい保育をしているという議論はできませんし、つまり、制度上そういう議論はどこからもできません。仕組みからしてそうなっていますし、また、すべきでもないということで、私もどちらがいい保育をしているという趣旨でここでいろいろ資料を出していただいて議論しているわけではないということは申し上げておきます。

追加ですけれども、そういった船橋市の公立の人件費にかかわって、船橋市の公務員、職員の定数が年々増加傾向にあるのか、そうではなくて一定の抑制をかけているのか、これも前回出していたいただいた市全体の財政と深くかかわる問題でありますので、その点を明らかにしていただきたいと思っております。

○会長

具体的には、保育所の正規職員と臨時職員、あるいは非常勤職員の職務の分担、それは一体どういう形で行われているのか。そして、最低限保育を実施していくときの責任体制ということ考えた場合に、果たして今の体制が、恐らくこれからの議論になってくると思うのですが、保育内容を具体的に実施していくときの職員配置基準として一体どの程度のものまでを許容できるのか。

その際に、具体的に職員の定数の上限、あるいは予算上の可能な運用の問題が当然出てくるわけなので、こういった問題については、市での今までの議論、あるいは今までにつくられている情報、データ、こういったものは一体どうなっているのかということについてご提示いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○B委員（有識者）

今の職員というのは、保育園の職員だけではなくて、市の全体で……

○会長

全体です。恐らく市全体の定数の変化みたいなものがあり、その中に現業職員の定数みたいなものが決められているのでしょうか。そうではないですか。そういうものを全体としてお示しいただければいいということですよ。よろしいでしょうか。

それでは、そのほかの部分について、皆様のご趣旨と報告された内容についてコメントいただければと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○C委員

私は、資料 12 の児童ホームの0歳から3歳までの対象事業について質問させていただきました。かなり数的には多く事業が展開されているかなと思ったのですが、その中で、専門職の入る割合が少ないように感じております。こういう事業を開催しますと、お母様方からのいろいろな質問が出てくる機会がかなり多いのではないかと思います。そうしたときの児童ホームでの対応がどのようになっているかなというのがとても気になっております。児童厚生員が毎回入っているということですが、こちらの職員については、正規の方なのか、そうではないのか。あるいは、問題が起きたときにはどのように対処しているかということも含めてお答えいただければと思います。

○会長

今、ご発言いただけますか。

○児童育成課児童育成班長

児童ホームの厚生員につきましては、保育士の免許を持っている者は、各館最低1名は入れております。問題が起きたような場合の体制ですが、例えば地区担当の保健師とか、ちょっと不明な部分がある場合には、そういう方と連携をとったり、相談をして実施しております。

児童ホームは、基本的に実際の運営につきましては、非常勤3名と正規職員の園長1名でやっております。職員の配置ですが、基本的にそれをベースといたしまして、拠点館、基館において

正規の職員を何名か置いているというような状況でございます。

○会長

今の問題については、多分、議論としては一つ大きな柱として今日の柱にも関係してくると思うのですが、例えば地域子育て支援における保育所での開放事業と児童ホームでの乳幼児に対する開放事業、そして、子育て支援センターの開放事業。この地域子育て支援の役割分担、問題の調整、また、問題の抽出・対応、この機能が、市では具体的にどのような形でなされているのかということが明確になってこない、この問題に対する十分な回答という形にはならないと思うのです。これにつきましては、次回、市でのこれまでの調整の状況についてのご報告を資料化してお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○D委員

趣旨に反するかもしれませんが、質問、よろしいでしょうか。

○会長

具体的には、今日のまずこの……

○D委員

今日の資料です。

○会長

はい、どうぞ。

○D委員

12 ページ、階層認定状況の資料です。勉強不足で申しわけないのですが、所得税の1万9,000円未満～55万3,000円以上、この階層があるわけですね。具体的に言うと、大体年収でどのぐらいの世帯なのかということについては、専門家はわかっているけれども私どもにとってはほとんどよくわからない。

私ども幼稚園から言いますと、就園奨励費という形でいただいている部分に関しましては、D2の部分からD9の部分、18万3,000円ぐらいのところは就園奨励費の対象になっておりまして、この18万3,000円の世帯というのはどのぐらいなのかということ、詳しく説明してくれるところがないんです。私ども、これ全部調べるわけにはいきませんし、いろいろまた違うのでしょうかけれども、大体おおそ所得が600万円ぐらいじゃないですかねと、そのような基準でご説明を受けたりします。この辺のことについて、具体的な数字を出すことがいけないのか、または難しいのか、この辺、今後の課題として、もしわかるようでしたらお示しいただきたい。

それから、D12の部分、そういう観点から言うと、55万3,000円という世帯は、ちょっと想像ができないのですが、ここが平成17年で階層なしと出ています。以後、18年、19年、20年からこの層が出てくるわけですが、これ今ちょっと計算しながら見ていたのですが、階層なしの平成17年のところは下にトータル数字が7,168人と書いてありますね。そして、平成21年は7,800人になっている。そうすると、約600人がここで増えているのかなというところを見ますと、こ

この7.1%、約554人というのは、ここの膨らみが対象として随分多くなっているのではないかと思います。この辺は不勉強な部分ですが、こういう方々の層の部分が、例えば保育を必要とする、ないしは保育に欠けると判断された場合に、もっと必要とする層の方たちが待機になっているという問題とは関連がないのだろうか。この辺を含めて、例えばここの方々に対する保育料の額がD7ぐらいの方々の保育料とさして変わらない。こういうことに対する矛盾はないのだろうか。

私はいつも私立幼稚園の立場で言いますが、私立幼稚園の方々にとっては、この辺の層の負担が2万円から3万円ぐらいの自己負担で成り立っているとすると、どうも市民の側から言うと、保育所のあり方と幼稚園のあり方の幼児教育、幼児養護の問題に関しての不平等論が出てくるのではないだろうか。そういうようなことをいろいろ含めながら、今後の課題の中で、ここの層の問題と所得のことについて、もう少しわかりやすくご説明いただくように、今後の課題としてお願いしたいと思っております。

○会長

今のD委員からのご質問に関しましては、所得と保育料の負担という問題、あるいは、それは幼稚園も含めての市民の中でのこういった施設の利用の均等な負担ということの問題だろうと思うのですが、この問題は、具体的には多分認可外の保育所の場合も同じようなご意見が出てくるというふうに拝聴いたしました。

この点につきまして、今ご説明いただくと、多分かなり煩雑な回答になってくると思われますので、これも次回に向けての整理をお願いしたいと思っております。一つ、これを見ながら思っていたのは、いわゆる所得税と住民税の国のほうでの割合が変化されたときの修正というのは、船橋はいつの段階でどんな形でなされているのでしょうか。ちょっとそれだけお願いできますか。

○保育課長

国の税制改正と厚生労働省の保育所の徴収基準額の変更については、遅れることなく改正しております。

○会長

そうしますと、それは修正されたものと考えてよろしいのですね。

○保育課長

そうです。

○会長

はい、わかりました。

そうしますと、具体的には、先ほどD委員からのご発言の中にあっただのは、いわゆるD12階層が平成18年につくられているわけですが、このときの基本的な考え方がなぜ行われてきたのかということと、いろいろな自治体でもこういった高額所得のところ新たな階層を構築するというものはかなりあると思うのですけれども、この問題についてはどういう議論が行われて、船橋ではここでつくられていったのかということ。

それから、この保育料の徴収の割合の基本的な考え方、具体的には市の負担と利用者負担の割

合の考え方、こういったものについて整理をいただいて、特に所得税の階層は子どもの数とか扶養の数によってかなり違って来るだろうと思いますので、一般的に、例えば子どもが何人のときにどれぐらいの所得であるということによって表現していただければ結構だと思いますので、こういったものを次回のときまでにおつくりいただけますでしょうか。

○保育課長

はい、わかりました。

○会長

よろしいでしょうか、それで。

○D委員

結構です。

○会長

よろしく願いいたします。

○E委員

関連して、D12階層、高額な所得の人がある程度のパーセンテージいるということですが、この人たちが保育に欠ける要件に該当するかどうかというと、丸々12時間保育みたいな人も多く含まれています。11時間、12時間とか、結局、東京でフルタイムで働いていて、朝の7時から夜の7時まで、丸々保育園を使ってもそれでもぎりぎり足りないみたいな世帯ですね。長く働くとその分収入が多いということも影響があるのではなかろうかと思えます。はっきりと相関がとれるかどうかはよくわからないのですけれども、多分、時間数と比例しているようなところはある程度はあるのではなかろうかと思えます。

もう一つ、階層の件ですけれども、初回にちょっとメモを提出させていただいたときに、保育を支える仕組みをみんなで考えてみたらいいのではないかと思ったのは、国でもまた第8階層というのを新しくつくったところですので、それに対して、高額所得層の保育料の負担の見直しというのは、併せて考えてもよいのかなと思っておりました。船橋には保育料審議会というちゃんと保育料を考える組織体がございますので、そういったところで検討があってもよろしいかという趣旨です。

あと、そもそも船橋市は保護者に対して厚い補助をしまして、財政的にも支援をいただいているかと思えますので、そういうのが全体の経済状況と合っているか合っていないかというところは、また見直しをしてもいいのではなかろうかと私は個人的には思っております。

○F委員

今の意見ですけれども、認可外として参考になると思いますが、E委員がおっしゃったように、私どもに預けている父兄の所得はかなり高いと思います。それはE委員がおっしゃったとおりのことで、やはり都内のほうにかなり長い時間を費やしている。その結果、所得からして、公立に預ける保育料と我々のところに預けると、夕食まで食べさせてもらって1万円ぐらいしか変わらないという結果が出ておりますので、ほとんどうちのほうでお預かりしているという実情が非常

に濃いと思います。参考にさせていただければという一つの意見でございます。

○会長

ありがとうございました。それでは、Gさん、どうぞ。

○G委員

額だけが問題になっておりますけれども、一番基本的に高額所得になる原因というのが、その一家の中で働いている人の収入の合計額という視点から考えますと、おじいちゃんが働き、だんなが働き、奥さんも働きということになって、3人分の収入を合算されたもの、所得税もそれを合算されたものになってまいりますので、収入源を考えないで額を論ずるのはいかがなものかと思えます。

○会長

このあり方につきましては、当然、限りある税金をどう使っていくのかということですので、この議論も一定必要かと思えますけれども、保育所の利用というのは、児童福祉施設ではございますけれども、基本的に所得ということがこの要件にはなっておりません。そういう意味では、生活保護等の受給世帯に対する配慮というようなことは出されているとしても、基本的には児童福祉施設としてその条件にはなっていないということです。所得の多寡をどのように入所の要件、あるいは具体的には徴収基準の要件に入れていくのかというのは、自治体の基本的な考え方になってくると思われます。

この問題につきまして、具体的な徴収のシステムと、その結果、具体的にどれだけの徴収金額が上がってきているのかというようなことについて、次回でのご提示をお願いいたします。

それ以外のところでもかなりいろいろな情報提供をされていますけれども、具体的に何かこれについての追加の要請、あるいはコメント等ございますでしょうか。

○E委員

ちょっと質問です。児童ホームに関連して、基館とか地域館という役割分担があるということをご存じながら存じませんでした。地域館でも園長先生が正職員でいらっしゃるのかと思うのですが、これは基館でも地域館でも全館同じだと考えてよろしいのですか。

○児童育成課児童育成班長

園長につきましては、すべて基館も関係なしに正規の職員ですね。園長におきましても、事務職の園長と保育士職の園長の2種類、そういう形で配属しております。

○会長

Hさん、どうぞ。

○H委員（有識者）

保育所に入所している児童と待機している児童の状況につきまして、丁寧な表を作っていたらいいと思います。

11ページを拝見しますと、待機児童の中にもかなり支援が必要な状況のお子さんや家庭がある

ということが見えてきますけれども、例えば発達支援児、1対1で支援が必要なお子さん、また、3対1で必要なお子さん、合わせて7名おりますけれども、この方たちが待機児童として今どのような状況にあるかというようなことは、市としては把握できるのでしょうか。

○会長

はい、お願いいたします。

○保育課長

保育所に入所希望ということで、希望の中には求職中の方もございます。就労している方もございますので、就労している方の中には認可外保育施設に入所なさっている方もございます。

以上です。

○会長

この待機児問題については、私からもお願いをしたものでしたけれども、ほかに何かご質問とかご意見はありますか。どうぞ。後で私のほうでもコメントさせていただきたいと思っています。

○B委員（有識者）

ちょっと私も気になったというか、先ほどのご説明で、10ページの就労348、求職中163と、求職中が3割近くということです。私も客観的な数字は出せないのですが、もちろんこういう経済情勢の中でお母さんも働かなければいけないという切実なご家庭もあると思いますけれども、私が複数の自治体でかかわって、いろいろな話を伺った経験から言うと、働くというのが第一の目的というよりは、子どもから離れたたいといったニーズがあるということを知っています。

つまり、それによって虐待等が防がれるという面があるのかもしれませんが、それは1つは虚偽申告というような形で実際に表れたりします。実際の就労状況をきちんと申告しない、後でそれが発覚したりする、それがまた保護者の中でも非常に不公平感につながっていったらすると私は承知しています。要するに、待機児という観点からとらえるとこれだけの数字が出ている、求職中の方もこれだけいるという、それはそうなんですけれども、裏を返すとやはりその中身なんですね。

ひょっとすると、在宅のお子さん、家庭、お母さんも含めて、そこに対するサービスとか施策をきっちりやっていくことで、待機児の問題の一部でしょうけれども、何かその裏表というのがかかわりがあるような印象を受けますので、それも待機児問題の裏返しとして、保育所の地域の子育て支援の対策を少し頭の片隅に入れておいたほうがいいのかなという印象を受けました。

○会長

この問題ではほかにいかがでしょうか。

私からこの待機児のデータを出していただいて、私はどう感じたかということをお話させていただきたいと思います。

1つは、私もいろいろなところでこういった保育計画等にかかわっていて、特に、去年は船橋のあいプランの議論をしていくときに、一時保育のニーズが非常に強いということがあったわけですね。これは1桁2桁違うのではないかというぐらいのニーズがあったことを今思い返してい

ます。それにもかかわらず、一時保育のニーズがもう十分であり、希望すればいつでも利用できるという状況にあるという報告が資料9、14ページで既に出されています。

要するに、市民調査で出てきたニーズの把握と利用実態との乖離は一体なぜ起きているのかということですね。一般的に考えれば、例えば利用のシステムが非常に使いにくい、あるいは、ひよっとしたら利用料金の問題なのかもしれない。いずれにしても、私はいつも思うのですけれども、先ほどの児童ホームの取り組みについても、どのような形で評価されているのか、つまり、その事業に対してどのような成果が上がってきているのかということ。例えば何人、何%の利用者があるということも一つの評価かもしれませんが、そのことによって何が実現できているのかという質的な評価が行われない限りは、実態の中での価値というものに対する皆さんの納得はなかなか得られないのではないかと思います。

私は、その一つの非常に大きな乖離が、資料9、14ページの一時保育の利用実態とあいプラン等での調査結果であったと思うわけです。この調査結果は私も今持参しておりませんので、この辺についてはぜひ次回に、結果と比較しながら分析をぜひお願いしたいというのが1点です。

それから、そのことと保育園の待機児ですけれども、これだけの待機者がいらっしやれば、一時保育を利用しながら勤務を始めるということも当然できるはずですが、それがなぜ使われないのかということです。

あるいは、前回の報告にもありましたけれども、具体的には一時保育と特定保育等の活用について、ほかの自治体などでの検討状況からすれば、例えば保育所に入園できるのが3日以上であるから一時保育は2日までしか利用できないとするならば、保育所が実態的に3日で入れる場所もあるかもしれませんが、待機をしていらっしやる状況だとすれば、保育所の通常保育は4日以上、5日フルタイムで働いていらっしやる方たちを中心に受け入れて、あとは一時保育といった利用の体系を考えることも、これはやはり保育の仕方の問題ですので、可能性はある議論ではないかと思うのです。

保育の希望実態と待機実態、具体的には利用の実態等を含めて、こういったもののあり方を私はもう一度考えてみる必要があるのではないかと思います。これはこの中でもう少し皆さんと議論してみたいことであると思うわけですが、具体的には保育園の待機の状況の中で、資料6で育児休業明けで入れていない方が25%、4分の1いらっしやるということなわけですね。4分の1いるということは、船橋ではフルタイムで働いている人たちの中で、育児休業をとり続けていても保育園に入れないということがありそうだとすることを予感させるような量ではないかと思うのです。そうなってくると、当然、利用者の市民の意識として言えば、前倒しして早く職場に復帰しようというふうになっていくわけですね。

とにかく保育を確保しないと仕事に復帰できなくなれば、例えば0歳のときのチャンス、1歳のときのチャンス、2歳のときのチャンスと、このようにチャンスを使っていくことになっていくわけですね。そうすると、実際のところは育児休業制度という労働政策を有効に活用できないままに保育所の児童福祉政策が対応していくという、政策的に言うとワーク・ライフ・バランスというよりはワーク・ライフのアンバランスが起きてしまうということがこの中に出てくるわけです。そんなことが実は船橋の場合に起き始めているのではないかということ、私はこの25%という待機の数値の中に少し実感したところですが、このことをぜひ皆さんと議論させていただきたいというのが1点。

それから、特に私が思いましたのが、入所できない場合の児童の状況を見ていただくととてもよくわかるのですが、具体的には1歳で認可外保育施設に通うという方が急増しますね。35%ぐ

らいの方たちが認可外保育所。だから、0歳では多分育児休業明けで入れなかったけれども、結局、育児休業を取得しよう、もう一回延期しよう。でも、1歳で言うと、育児休業明けで入れなかったから、もう認可外に入れて、そして復帰するみたいなラインが見えますよね。2歳に行くと、育児休業明けという方はもう9%に落ちてしまいます。具体的には2歳児だと3歳になってしまっている方たちもかなりいらっしゃるでしょうから、育児休業の延長もこれ以上できないというところで、多分そうなるのだろうと。私は何かそんな数字がすごく見えてくる待機児状況だったと見させていただきました。

もう一つ感じたのが、9ページ一番上の父の保育に欠ける状況の1歳のところで、死亡、行方不明という、具体的には多分これがひとり親の母子なのだと思うのですが、その家族が非常に多くて、そして、総計のところに行っても10%弱、8.3%の方がこういったひとり親の母子の状態で待機していらっしゃるということになる。

この母子家庭に関しては、国から優先入所をできる限り配慮してほしいという通知が出てきているわけなので、そのことに対する船橋市としての責任をどのように果たしていこうとされているのか。つまり、保育園に入れないとすると、それに代わる支援をどういう形でなさっているのかということについての検討状況をお話ししていただけたらと思っております。これが次です。

もう一つ感じましたのは、ファミリーサポートセンターについて、いろいろな活用の仕方が今始まっていて、具体的には病児保育をファミサポの方がおやりになる、あるいは宿泊のいわゆるショートステイについてもファミサポのメンバーがやるとか、いろいろな可能性がいろいろな自治体で検討されているわけです。こういったファミリーサポートセンターの今後の活用についてはどのようにお考えになっていらっしゃるのか。

確かあいプランの議論のときには、ニーズと提供会員の状況がマッチングしていない地域があるという報告がありましたので、ここにあるような地域がそうなのかもしれませんけれども、サービス、取り組みの内容について、具体的にはどのようにお考えになっていらっしゃるのかということをお話ししたいということ。

もう一つ、待機児のところ非常に多いのが1～2歳ということははっきりしているわけです。でも、保育所を作っていきますと、当然ですが、3歳、4歳、5歳も含めた保育になってしまう。このことについては、船橋市は3、4、5歳のところでは幼稚園教育が主流に発展してきている自治体なので、1～2歳のみ急増しているという問題についてどう考えていくのか。ここはやはりもうちょっと違う角度できちんと考えないと、単に保育所を増やせばいいということでは、1～2歳のところの枠を増やすことはできないだろうと私は思っているんです。

そういう意味で、次のときにぜひ皆様方からのご意見をいただいて、子どもたちの置かれている状況、そして、保育施設とか幼稚園、あるいはさまざまなパーソナルサービスが展開していく中での船橋の保育のあり方ということを議論していくと、多分このデータが生きてくるのかなと思ったというのが私の読み取り方でございます。

ほかにはいかがでしょうか。今日の資料について。どうぞ。

○E委員

私も会長がご指摘になったことについては前々からちょっと気になっていたことです。ずっと認可の新園をつくり続けていても、なおかつどんどん待機が増えてくるといった状態になっていて、そこをよく見ますと、0、1、2歳、特に1歳明けの育児休業明けの人の待機がひどい問題

になっているというのは前からずっと傾向として出てきていたところではあります。

保護者としては、育児休業の手当金は1歳までしか出ないので、その後も育児休業を取ろうと思うと財政的な保障がなくなって、経済的には完全に自己負担になってしまって、余り長くお休みを取り続けるということが簡単ではないということがあるかと思えます。

あと、やはり女性の労働のことを考えてみても、余り仕事のブランクが長いとなかなか社会的にも難しいことがございますし、本人にとっても仕事の復帰の妨げになるという考え方もあると思えますので、どうしても1歳明けで復帰が集中するという傾向はあると思っています。

私、待機児童の内訳を細かく出していただきたいと前回申し上げたかと思うのですが、やはり0、1、2歳のところに集中していて、3歳から急激に待機が激減する。いらっしゃいますけれども、かなり割合として減ってくるというところで、必要な保育というのが何なのかがここにはっきりと表れてきている。それに対して、0歳から5歳まで丸々預かるような保育が本当に必要なかどうかということ。保育の継続ということを考えて、そのほうがもちろん望ましいとは思いますが、知り合いから聞いた話だと、1歳児の枠はきつきつなのに、2歳児からはがらがらで、就労していなくても入れるといったような状況が新設の園では見られたということがあります。それが果たしてコストとして適正に使われているのかどうかということにはちょっと気になる場所です。本当にニーズがたくさんあって足りていないというところに、集中的にコストを投資していくという考え方が必要なのではないかと感じるところです。

もう一つ、一時保育とのかかわりもあるのですが、やはり地域の問題というのが非常にあるのだらうと思えます。いくら新園をつくったとしても、ある場所によっては使えないということが多々あります。やはり0、1、2歳が集中している地域というのは、基準どおりの大きな認可園をつくらうと思うと、かなり敷地的に難しいとか、いろいろな問題があると思えます。そういったことも踏まえて、ニーズに合った必要な保育を考えていくということが大事なのではないかと考えます。市街地として既に確立している地域でも、乳幼児に対して適切な保育を提供できる仕組みを考えていかないと、いくら保育園を作っても無駄が多いのではないかと感じるところです。

一時保育の希望と利用実態が見合っていないというご指摘もまさにそうで、一時保育のやり方について保育課長から詳しくご説明いただければと思うのですが、今まで公立保育園では湊町保育園1園でやって、あとは新しくつくった民間保育園で一時保育のニーズを満たしていくというふうにやっていたけれども、公立だけを取り上げて言うと、例えば私が習志野台に住んでいて、湊町まで一時保育を利用しに行くかといったら行かないです。なので、公立園をもっと生かして、自分が住んでいる地域で一時保育が利用できる仕組みを考えていかないと、希望と利用実態の乖離も埋まっていけないということがまずあるかと思えます。

○A委員

待機児の問題ですけれども、1、2歳児の増というのは確かにあるかと思えますが、船橋の場合、マンションがすごく建つ中で、お母さんたちの若年層が増えてきて、お子様そのものが、1、2歳の人口が増えているのではないかなと思うのですが、その辺の資料があればお願いしたいというところではあります。

今、新園のお話がE委員から出ましたが、公立保育園で言うと、乳児だけの園が27園中2園あったのですが、その子どもたちの行き場所がもうないということで、急遽その園の中で幼児も受け入れるような状況をつくらざるを得なかったという状況があります。ですから、必ずし

も乳児だけの受け入れを考えればいいということではないのではないかと思います。

○会長

この問題は具体的には定数をどのように再構成するかということですので、そんなに難しいことではないと思います。乳児園のあり方、あるいはほかの園との子どもたちの年齢別の配置人数、こういったものもこれから最終の報告に向けて少し議論をさせていただこうと思っております。ほかにはいかがですか。

(2) 意見交換

①要保護児童・家庭への地域支援体制

○会長

それでは、議事(2)に入らせていただくということでよろしいでしょうか。今日は2つ議論があります。今お話しいただいたこととも深く関連してくるわけですが、議事の(2)の「要保護児童・家庭への地域支援体制」について、これから議論をさせていただこうと思っています。

この問題につきましては、かなり具体的な議論として前回も出てまいりましたし、そして、皆さんの中で、支援を必要とする家庭の子どもたちが非常に多くの割合で今保育園に入園している。これは児童福祉施設ですから当然のことであるわけなのですが、そういう状況であるということについては、もうご了解いただいています。

ただ、今日配付された資料の中で、実は支援が必要なんだけれども保育所に入れていないお子さんたちもかなりの人数いるということも、明らかになってまいりました。こういった乳幼児期の子育てをしている家庭に保育が提供されないとき、とりわけ低年齢、3歳未満のお子さんが保育所等の利用ができない場合に、果たしてそれにかわる地域の支援体制は十分に行われているのかどうかです。あるいは、そこに入れていないということ、あるいは、入れたとしても、その子どもたちに対してどのような支援が行われているのか、あるいはしなければならないのか、このあたりについてのご意見を皆さんからちょうだいしたいと思っております。

○A委員

今日の文書をいただいたときに、議題については把握させていただいておりましたが、前回の議論を踏まえてというような中での今日の議題だという認識を持っております。それで、前回の会長の言う議論の必要なことに対する意見という5つの柱の中の1、2につきましても、私の意見を述べさせてもらって、その上で今日の議論に加わらせていただければと考えています。

○会長

ペーパーが配られていますので、簡便にお願いをしたいと思いますので、よろしくお願ひします。最初に申しあげましたように、お一人の時間を大体3分ぐらいを一つの基準とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○A委員

今回ペーパーを配らせていただきましたが、私はこれを、発言をするためのペーパーというような位置づけで書かせていただきました。

1つは、「保育所に希望している人が入園できない待機児への効率的な対応」という1つの柱です。私は、待機児童の解消は認可保育所の新設が基本だと考えています。船橋の保育の現状として、これは事務局提出資料にも書いてありますが、船橋には、4月1日現在、507人の待機児がいるということ。それから、船橋は入所の……

○会長

すみません、議論は3のところに移っていますので、3をお話しただけませんかでしょうか。

○A委員

前の議論にはもう戻れないということですか。

○会長

最終的な中間の答申を、次回あるいは次々回に出させていただきますので、そのときにまた全部戻りますので。そうしないと、最後まで議論が今日できないということになってしまいますので。

○A委員

今日は、最後まで、5つの議論をするんですか。

○会長

今日と次回で終わります。

○A委員

今日の議論は、保育施設の役割分担と連携までですよね。

○会長

そうです。

○A委員

それでは、私の考え方につきましてはぜひ読んでいただきたいというようなこととあわせて、どこかの時点でこの発言をさせていただきたいということを申し入れたいと思います。

3の議論、「保護を必要としている子どもと子育て家庭への地域支援体制」ということで、お配りいたしました資料には3ページのところに書かせていただいております。船橋市の現状としては、そこに書いてあるとおりでございます。この論議そのものがあいプラン後期計画における提案を受けてというようなことでの議論かと私は理解しております。それで、発達支援児についての私の考え方として述べさせていただきたいと思います。

船橋市では、発達支援児についての考え方としては、そこに書いてありますように、統合保育ということの基本にしていると理解しております。統合保育は、何らかのハンデを持つ児童と健常児と一緒に保育を受けることによって、お互いが刺激し合い、健やかな発達を目指すことを目的としている、これは事務局資料にも書いてあるところでございます。

これについては、今、公立保育園が主として統合保育を行っているわけですが、それは、

やっぱり公立保育園には正規の看護師が配置されていること、そして、支援児は給食面での配慮も必要としますので、正規の栄養士が配置されていることが大きいかと思っております。このように、船橋市における支援児の保育は統合保育を基本としているということで、何らかのハンデを持つ児童と健常児と一緒に保育を受けることを基本としているということです。要支援、要保護の児童のみを保育するということでは統合保育とは言わないのではないかと私は考えております。

私の保育実践の中での統合保育についてお話ししたいと思っております。ダウン症のお子さん、4歳児を預かったときに、胃が真っすぐなために、すぐに嘔吐してしまうお子さんでした。給食中にもよく吐いたりするので、そしてダウン症で言葉も余り出ないということで、健常児とのコミュニケーションも取りにくいお子さんでした。この子どもの姿ですけれども、よく吐くということで、健常児のほうから「汚い」というようなことで、布団当番になっても布団を敷きたくないとか、お散歩のときに手をつなぎたくないというようなことがありました。

そして、保育の中身の中で系統的にふれあい遊びをし、そして、毎日3時のおやつ後にクラスが一つの輪になるということにこだわった保育をしてまいりました。いつも手をつなぐと、片方の手は担任とつなぐわけですけれども、支援児は片方の手をつなぐ人がいなくて輪になれないという状況が続いていました。子どもたちに聞くと、「いつもゲボするから汚い」というようなことを言っていました。保育実践の中で1年がかりでクラスに輪をつくるという実践をしてきたのですけれども、このときに、「汚くないから手をつなごう」とか、「汚いなんて言っちゃいけないよ」というような言葉かけをして、そのときだけ手をつながせるのは簡単ですけれども、1年がかりで保育実践をしてきたというようなことは、「汚い」という健常児の気持ちも、それは正直な気持ちですから大事にしていかなきゃいけないと考えています。ですから、実践の中で、ハンデを持ったお友達が日常生活で自然に受け入れられるような、そんな保育の実践の中で統合保育をし、発達支援児と健常児が刺激され合いながら発達していく、これが統合保育ではないかと思っております。

保育園に入所しているお子さんの多くは乳幼児期しか健常児とふれ合えないという児童も多く、統合保育だからこそ入所を希望している保護者も多いと思います。そして、要保護、要支援の児童のみが公立保育園で、保育のみを必要とする自立世帯は民にゆだねるという考え方は、公立保育園から小学校に入学した児童は何らかの問題を持った児童と初めからレッテルを貼られ入学することになります。子どもの権利条約の観点からも、そして児童福祉法の考え方からも反するのではないかと思います。

現在は公立保育園が中心の支援児保育であり、そして、その責任を今後も公立保育園で果たしていく必要はあると思っております。しかし、本日の資料にもありますように、支援児の待機児童が出ているということも現実です。ですから、公立保育園をもっと増やす必要があると私は考えています。そして、本来は、私立保育園でも看護師や加配保育士を配置できるようにし、そういう補助をする中で、支援児も、市内どこでも、公私立、自分の好きな園が選べるという、そういう環境を整備することが必要ではないかと考えています。

次に、要保護児童ですが……

○会長

すみません、よろしいでしょうか。もう10分になりますので、申しわけないのですが、次の機会を取っていただけませんかでしょうか。

○A委員

もう少しいいですか。

○会長

ほかの方の発言の時間も保障しなければなりませんので、今、発達障害のお子さんのところで一つ止めさせていただいて、ほかの支援の必要なところについては、また次の機会にお願いしたいと思います。

○A委員

わかりました。

○会長

お願いします。

じゃあ、ほかの委員の方にご発言を求めたいと思います。いかがでしょうか。

○H委員（有識者）

今のご意見に対してでよろしいですか。

3ページ目の②のところで、「公立保育園から小学校に入学した児童は、何らかの問題を持った児童と初めからレッテルを貼られる」とありますけれども、この「何らかの問題を持った児童」というレッテルを誰が貼るのでしょうか。

○A委員

公立保育園でそういう児童のみをお預かりするというような形でいく場合は、そういうふうな形で見られるということです。

○H委員（有識者）

誰が見るのですか。

○A委員

小学校に行ったときに、学童の中でのこととか、それから保護者とか、社会的にもそういうようなことになるのではないかと思います。

○H委員（有識者）

保護者が見るということですか。学童の担当者が見るということですか。教師が見るということですか。

○A委員

社会的にそういうような見られ方をするのではないかと思います。ということで言うと、保護者とかいろいろな方もそういうような見方になるかと思いますが、社会的にそういうようなことに——制度というか、船橋市として、そういうお子さんしか受け入れないのが公立保育園だ

となったときには、そういう目で社会から見られるのではないかということです。

○会長

ほかにご意見は。どうぞ。

○G委員

ただ今、実践報告を含めて丁寧にご報告をいただいたわけですがけれども、とにかくこの問題で語られるのは、量か質かという問題になるかと思うのです。そこで、3分という時間を与えられておりますので、もし若干超えましたらお許しを賜りたい。

まず、私も施設は支援児童を受け入れる側にあります。その際に、余りにも受け入れる体制がお粗末じゃないか。今の児童福祉法にしても、また、いろいろな実例を拝見しても思うのです。何がお粗末かという、法律的に、例えば教育基本法並びに学校教育法の中では、支援児に対する指導する側の位置づけがきちんとなされているわけです。例えば一例で言えば、特別支援学校教員という1つのセクションがあります。この支援学校教員の資格を得るのは大変なことでございます。時間がかかりますから省きますが、これは1号委員の先生方にもお伺いしたいのですが、特別支援学校教員と対抗できる保育士の力が学校教育の中でなされているのかどうか。私が調べる限りでは、障害児教育は1単位あるいは2単位。今度は、今考えられている中で、国ではこれを2単位と位置づけようじゃないか、養成校によっては1単位ということもあり得るわけです。

そこで問題ですが、受け入れるのが大変だ、受け入れるのがどうだというお話の前に、それを指導できる立場の者がそれだけの力を持っているかどうか、これは質に大いに関係してくることじゃないか。そこら辺をやはり現実に語り合わなければ、支援児に対する受け入れる側の責任が果たせないと基本的には私は考えます。

そこで、資料3に今日もお出しいただいたように、園長、主任から始まって、職員の配置が細かく位置づけられています。これは、最低基準から言いましても、倍ぐらいの人数が張りつけられています。こういうことは民間ではできない。したがって、こういうことができる公立でこそ障害児には力を入れて——「障害児」で支障があったら「支援児」と言い換えてください。

これだけのスタッフがいてもなおかつ十分とは言えない。なぜならば、1人ずつの力が特別支援学校教員とははるかに違うものがあるからです。したがって、養成校の先生にはぜひそのことをよく覚えていただきたい。それから、受け入れる側としては、ただ何でもかんでも受ければいいんじゃないか、ということがあります。法律的な位置づけでも、特別支援が必要だというのは虐待児のみです。位置づけが全く確立されていません。

したがって、現実にどうかというと、その子たちに手厚く介護ができるとすれば、やはり、手厚く職員配置ができる公立でしていただいて当然じゃないかと私は考えます。なぜかというと、民間の場合、最低基準を超えてこんなに多く職員を抱えてしまったら、園の運営が成り立ちません。経営が成り立ちません。したがって、障害児についてのみ申し上げれば、そのように私は考えます。ですから、ぜひ公立で障害児を受け入れることについてのお考えの1つに加えていただければと思います。

○会長

ほかの方いかがでしょうか。

○C委員

施設の中に支援児を入れよう入れようとしているような気がしてしょうがないんですね。0歳から3歳の保育施設に入れられないお子さんだったり在宅のお子さんをまず最初に見て、それから私立の保育園だったり公立の保育園だったりということで、受け入れ先をそこでセレクトしていくような、そういう機能が一つあってもいいんじゃないかなと思うんですね。0から3の段階で、ある程度、例えば保育士さんがお家に訪問するなり保健師さんが訪問するなり、いろいろな支援の形を利用しつつ保育の方向性を見つめるというのも一つの方向ではないかと私は思います。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

○E委員

発達支援の関係で申し上げますと、専門機関としての簡易マザーズホームとか、ほかにも専門の施設がありますが、やっぱり、就労しているご家庭で発達支援のお子さんがいらっしゃる場合、3年間丸々育休を使えばいいのですが、なかなかそれもできないとなると、仕事をやめなきゃいけなくなったりするという実態があります。やっぱり0、1、2歳の段階での発達支援児さんの受け入れというのは、今までもずっと保護者の間では問題になっていたということがあります。

あと、さっきB先生からご指摘がありましたけれども、やっぱり、少しでも離れたいという気持ちは正直に親御さんの中にはあります。いつときでも離れてみたい、母子分離の要望というのは非常に強いものがあります。そういった意味では、発達支援の保護者の中では、就労要件はないんですけど、あえて仕事を探しに出られる方もたくさんいらっしゃいます。

また、例えば、幼稚園を利用されている中で、途中で支援が必要だということに気がつかれた場合も、実際に非常に困難なことがあることもあります。そういったニーズが今のところ公立保育園への転入希望に集中してきている。それで発達支援の中でも待機が発生しているといったことが現状としてあります。

そういった意味で、最初から支援が必要だということが判明しているお子さんの場合、あらかじめ入園できる保育園は公立27園に私立1園という状態になっていて、28園しかありません。実際、1対1のケアが必要なお子さんもいるし、1対3で済むお子さんもいらっしゃいます。そういったことを考え合わせても無限に受け入れ続けることは実際問題できない。そうすると、28掛ける1なのか、2なのか、3なのかという人数でしか発達支援児さんを受け入れることができない現状ですので、今は多分とても受入れができる園が不足している、少ないと思っています。

実際、非常に混雑した保育園の中でそういったお子さんのケアをすることは、子ども達の運動が激しかったりすると、危険が伴ったりということもありますし、必ずしも本当に公立保育園だけが発達支援のお子さんにとっての解決策かどうかということは疑問があるところで、専門の療育施設の中で母子分離が可能であるというようなニーズもあるのではないかと思います。その一方で、やはり就学期になったら小学校と特別支援学校などというように生活が分かれてしまう場合もある中で、せめて乳幼児の時代だけでもみんなと一緒に過ごしたいという保護者の方の希望も本当にたくさんあります。そういったことも総合的に含めて、どういったケアが必要なのかということは慎重に考えていかないといけないと思っています。

○会長

いかがでしょうか、ほかに。

障害のあるお子さんの問題について、今のこの船橋で、保育所あるいは公私の現状の中からどういう役割分担をするのかという、つまり、これは理想論を語っているわけにはいきませんので、現実の中で一体何ができるか。子どもたちや親たちにとって今の状況の中での最もいい判断をしなければならないわけです。ただ、これは障害のあるお子さんだけの問題ではなくて、先ほども、多くの家庭的な問題を抱えている子どもたち、あるいは親たちへの支援も必要であるということのお話が出てまいりました。その子どもたちもまだ入園できていないという状況もあった。

実は、次の公私の役割分担という問題も大きくこの問題と絡んでいるということを思うんですね。つまり、専門的な人々の配置状況、職員の数の配置といった状況、あるいは、もう一つ言うと、さまざまな機関、具体的には、地域で暮らしている親たちの中でも、すべてが保育所に通っているわけではないわけですので、地域の中で暮らして支援を必要としていらっしゃる家庭はたくさんあるわけです。こういったところに果たしてどのような形で今の保育施設が役割を果たすことができるのか、あるいは、果たさなければならないのか。そのときに、船橋市立でつくられている施設がさまざまな公的機関とのネットワークの中で役割を果たしていくということが今や非常に重要なわけです。

先ほどの子育て支援のところでは、支援センター、児童ホームが出てきましたけれども、これまでの議論の中でも、例えば保健センターとの協働、療育センターとの協働であるとか、あるいは子どもたちの健全な育成というものができない家庭も非常にたくさんあるわけなので、こういった家庭に対する支援も、今、保育の中で重要な課題になってきている。そういう中で、公私の役割分担、あるいは役割分担とネットワークみたいなものも当然必要になってくる。

先ほど、A委員のところをストップさせてしまいましたけれども、公立保育所をすべて支援が必要な家庭の子どもたちだけにするなんていうことは、到底今の保育の制度の中ではできないですから、そんなことを乱暴にするつもりは全くございません。けれども、今の日本の仕組みの中で、あるいは船橋の現状の中で言うと、どういうことが現実的に一番必要なのかということの議論をしない限りは、今たくさんこの地域の中にいる支援を必要としている子どもたちや家族を私たちがきちんと支えることができないんじゃないか。このことを皆さんにお考えいただきたいという意味でこの柱を設定したわけです。ですので、ぜひこの点についてのご意見をいただければと思います。第2番目の柱のところも含めて議論をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

いかがでしょうか。

②保育施設等の役割分担と連携

○G委員

まず、国の基本的な考え方でもそうですけれども、民間にできることは民間にお任せなさい、民間でできないことをやるのが国及び地方公共団体だ、という基本的な考え方が随分以前からあるわけでございます。そうすると、じゃあ民間でできないものは何なのかという議論も含めていただいて、深めていただいて、そして、民間でこれはどうしてもこういう理由でできないから公立でやっていくんだと、ここの仕分けを今後ぜひしていただきたいと思っております。

○C委員

療育センターでやっている教室で、たんぼぼ親子教室、ひまわり親子教室というのがあります。そちらはかなり定員がいっぱいになっていまして、それ以前の段階に保健センターでやっているひよこ教室というものがあるそうです。そちらのほうは、そこから普通に幼稚園に行く子もいるし、たんぼぼとかひまわりさんに行く子もいるというような状況のようですけれども、そちらの教室がかなり満杯状態になってきていて、なおかつ、社会的にちょっと適応できないお子さんがそこに入れないというような話も伝わってきております。ほんのちょっと親子で子どものいるようなところに通って、何らかのかかわりを持ってもらうと、普通に適応できるお子さんが今かなり増えてきているのではないかと思っています。だから、3歳から始まる幼稚園に入園する前、保育園の保育に入る前に、そういう親子教室みたいなものを例えば公立の保育園でやっていくことがあればいいのかなと考えています。

地域交流という形で公立の保育園がやっているものですが、あれをもっといろいろなところに周知すると、もっといっぱい親子が来るんじゃないかなと思うんですね。ただ、実際、公立の保育園はそれを受け入れられるのかなというような疑問も感じておりますので、どちらかという、例えばこういうお子さんということで特化する形で、教室みたいなもので地域交流の場を利用できればいいのではないかなと考えています。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

○D委員

先ほどからお話を伺っています中で、さっきG委員がおっしゃった現状から、私も養成校にかかわっておりますけれども、今、養成校、4年制だとしても、発達上の障害のある子どもたちの時間単位というのは約1単位、実際に実践等を伺っても、いわゆる施設実習の中で体験してくるというぐらいがやっとの状況です。

そういう形から言うと、例えば幼稚園の現在の教育要領からいけば、教育という観点が非常に重視されていますので、いわゆる養護の部分、広く言えば保育の部分までの専門的な勉強ができていない。ですから、保育指針と幼稚園教育要領の整合性は養成校で非常に問われる問題であって、もっとこのものを研究していかなくてはならないということと同時に、幼稚園から言いますと、私どもはできるだけ受け入れをしております。受け入れをしておりますけれども、いい報告でいきますと、これは周囲の保護者の温かい理解をいただいて初めてできることであって、特に私立の幼稚園の場合には、保育料が自己負担になっております比重が高いものですから、30人の学級、特に3歳児が増えていく状況から言いますと、本来は20人に1人の幼稚園教諭であっても足りない現状の中で、特別つけるような状況は非常に難しいんですね。

そういうことから言うと、先ほどもご質問がありましたけど、誰が問題にするのかといったときに、子ども同士の問題は、親の理解があって学校全体の理解があればかなり違うと思うので、保護者の理解が非常に必要である。また、地域の理解が非常に必要である。そういう面で、我が幼稚園の場合には、保護者の温かい理解があって、そして、小学校に行ってから、その保護者がかばってくださる。何かのときにはお手伝いに行ってくださいたりする。やっぱり、先ほどの保育ママの問題じゃないですが、船橋市全体の中に保育園や幼稚園だけではできない支援組織を作っていくないと、この問題は解決しないような感じがします。

理想的な話をしましたけれども、できれば、保育の質を上げていく、教育の質を上げていくと

いう機能を達成するためにも、発達上問題のあるご家庭に対する全体の運動をしていかないと、単に保育園を作ればいいという問題ではないと思いますので、ちょっときざな発言で申しわけございませんが、よろしくお願いします。

○I 委員

公立保育園で地域交流という形をお受けしているときの問題については、現状の報告のときにさせていただいたのですけれども、現在、125%のお子さんを受けている中で、その子たちの生活の中に地域の方をお受けしながらやっていくことは、生活のリズムの中で地域の方のリズムとずれがあって、なかなか受けていくことが難しいということは以前お伝えしたところです。実際、昨日も地域交流を行いましたら、10時に来るのが大変とおっしゃっていました。保育園で10時というのかなりの時間なんですけれども、地域の方にとっては10時にやってくることはとても大変なんだということをもっとおっしゃっていたので、時間的なものからも、かなり違うなということを感じました。

この間のいろいろなお話の中で、公立保育園、私立保育園の中でできる役割という形でお話がかなり進んではいるのですけれども、その2つ以外のところの形をつくるということは、あり方としては、提言とか話とかがそういう方向には行くのでしょうか。そういう話もちよつとは出るといいなと思うのですけれども。保育園に入っているお子さんだけを保育園が守っていくとか、全然そういうことは思っていないのですけれども、現状の中ではなかなか難しい。

それとあと、児童ホームで非常勤の保育士さんたちが頑張っているというのも、児童ホームの非常勤の先生がチラシを持ってきて、「うちのほうでこういうふうにとすとすごい人数集まるんです。先生たち、ぜひ参加していただきたい」と言っていくというときがありまして、ですから、実際にやっているところでは、どのぐらいの人数、どんな感じでやっているかということも聞いたりして、大変なんだなということもわかってはいます。ですから、こちらのほうからも一緒にやれるものがあるといいなと思う。

それから、C先生が「保育園が地域の核となるような形になるといいんだけど」ということを最初のときにお話しされました。居直るわけじゃないんですけど、保育園のどういうところに期待があって、ぜひ保育園に地域の核になってほしいと思っていられるのかなと、そのときはちょっと思っていたんです。ただ、この会でずっとお話を聞いてきて、現場で中にいる職員ですが、外の方々がこういうふうにいるんだなということも大分わかってきているんです。やっぱり、公立保育園と私立保育園という話だけじゃない、何か違ったところを作らないと、支援センターみたいなものとか通園してくるような施設とか、そういうところができるといいのになと思いました。

○B 委員

お話を伺っていて、多分、支援が必要なお子さんについて、現実問題として、民間の保育園で受け入れるという体制にはない。配置がなかなか難しい。これは客観的な事実であると思いますので、その現状に対するさらに手厚い何らかの手当てをしない限りは、それはなかなか難しい。そうすると、やはり、先ほどお話があったように、手厚い人員配置がなされている公立で受け入れていくという方向性がある。

私が申し上げているように、臨時・非常勤という体制、それでいいのかということにはやはり疑問がありますけれども、その中でいかに受け入れ態勢を確保していくかということはお追求

しなければいけない。そのために何をしなければいけないかということを考えていかなければいけないと思います。

ただ、先ほど会長からお話があったように、全員要支援児を入れるという、それは制度上不可能なわけで、ですから、先ほどお話があったレッテルを張られるとか、そういうことは杞憂であると思います。ただ、現状よりは受け入れ態勢を確保して枠をどれだけ広げられるとか、そういう議論はなし得るのではないかと思います。ただ、公立か民間かという、そういう保育園の枠組みではなく、多くの方からお話があったように、支援児に対する公的な対応をどう担っていくのかという、その1つとしての保育園、保育所という位置づけであるのだと思います。

それ以外の健常なお子さんに対する対応という意味では、これも、公立保育園を増やすというお話がありましたが、前回から資料をいろいろ出しているように、J委員から会計士の立場で財政のお話をいただければいいと思うのですが、現状の中で公立保育園という箱物をまた増やすということに市民の了解が得られるかということは、私は極めて難しいと思います。そういう箱物を2つ3つ増やすのであれば、その財源を使っていろいろなことができるのではないのでしょうか。しかし、その中で受け皿として保育園がまだ足りないとなれば、0、1、2という、そこに集中しているというお話がありましたけれども、もう少し認可保育園は必要だという議論はあり得るのかもしれない。

ただ、現実には、0、1、2という数字が出ていますので、そこで、じゃあ0、1、2歳のところでどう手当てを打つかというところで、これも保育園だけの対応なのか、あるいは、認可外も含めた対応、それに対する公的なさまざまな助成とか補助、そういった形で考えていかざるを得ないというか、皆さんの大方のご意見を拝聴しているとそんな感じがします。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

じゃあ、E委員とA委員。

○E委員

皆さんの話をお伺いして、ごもつともだと思ふことばかりですけれども、一つ考えなければいけないのが、あいプランの中でも確認してきましたし、今回の資料の中でも出てきているのですけれども、船橋では既にたくさんのケアの機関を持っているということです。前からどうしても気になっていたのは、何でそれがちゃんと有機的に連携していないのかということです。今は、あるものをうまく連携させて働かせていくということが一番欠けていて、行政としては、そこを有機的につなぐ仕組みを確保して整備していかなければならない段階なのではないかと思っています。

そのヒントとして思いましたのが、A委員が出してくださった2ページ目の子育て支援システムというチャートのところです。多分、いろいろ細かい点についてはご意見があるかと思うのですが、私も似たようなことを考えていまして、子育て支援も、初期相談、発見というところと、あとコーディネート、振り分けの機能ということと、その後の専門的なケアという、その支援の段階をまず考えて分けなければ、各施設の機能分担ということは考えられないのではないかとあります。また、その振り分け機能の先にどういった専門的なケアが必要なのか。例えば、法事があるから一日子どもを預けたいというニーズなのか、それとも自分がうつ病だから少しでも育児から離れる時間を持ちたいというものなのか、そのところをきちんと適切なケ

アに振り分けていくという、そのところが今はなくて、一緒くたにすべて、難しいものは公立へとか、そうでないものはこっちの専門施設へということが起きているような気がします。

ここの振り分け機能というところは、子育てコーディネーターという仕組みを整備していただいていますし、その機能をもう少し、子育て支援センターという組織を使ってきちんと振り分けをしていくということで推進できないかと思えます。発見とか初期ケアというところについては、もう少し地域の力を借りていくことが考えられると思えます。ほかにも民生委員の方々とか、いろいろな方々が地域にはいらっしゃるし、また、保健師の先生方のやっておられることとか、いろいろなところに使える能力がいっぱいあるということがあると思えます。そこをどうシステムとしてきちんと機能させていくかということを考えなければならない。

あと、虐待であるとか要保護であるとか要支援であるとかといったお子さんに対しては、専門的に、公で責任を持っていく仕組みを振り分けた先でつくっていかなければならないと思っています。そのところでどうしても必要になるはずだと思うのですが、インフラ整備とかもできていない。船橋市は、伺っておりますところだと、IT化が非常に遅れているということがあります。やっと保育課と保育の現場とでメールがつながったとか、普通の世の中ではちょっと考えられないようなこともあるのかなというようにも思っております。例えば保育園間、それとこども発達相談センター等、個人情報のセキュリティーということにも配慮しながら、素早く情報共有して対応できる仕組みをつくっていかなければいけないということも一つ思えます。

あともう一つ、一時保育という仕組みを公立保育園ではもうちょっと有効に使って、例えば専門の部屋があつていいと思います。そこを中心に地域の支援ということまでも考えていく体制です。通常の保育の中に一時保育を考えていくのではなくて、専門の部屋があつて、そこで一時保育ができて、例えば一時保育から通常保育へつなげなきゃいけないお子さんを発見して振り分けていくということを、専門の保育士の先生たちの技術、見識、経験の中からやっていっていただく。そういった細かい振り分け、コーディネート作業が必要になってくるかと思えます。

○A委員

私も書かせていただいたように、今、いろいろな相談事業をやっているけれども、家庭が相談に来るのを待っているというような事業がほとんどで、例えば1歳健診とか1歳半健診に来れないお母さんのほうが結構重症だったりして、市としてはそのケアが必要なんじゃないかと思っています。ですから、保育園も含めて、市の中にはいろいろな障害施設や関連施設があるわけですから、そこでのネットワークがないというようなことが今の一番の問題ではないかと考えています。

2ページの下のところを書かせていただきましたが、どこか1つ、支援センターでもいいですし、それから、今せっかくある子育てコーディネーターという制度を活用して、そこで集中していろいろなところに振り分けられるというようなシステムづくりが必要ではないかと思っています。

先ほど、障害児のことで誤解があつたら困るなと思って発言させていただきたいのですが、私も、障害児というか支援児については、公立保育園が積極的に受け入れるべきだと思っています。今の統合保育というような保育の中で公立保育園の役割をきちんと果たしていくべきだというようなことを申し上げたつもりだったのですが、誤解があつたかなというような思いがあつて、再度発言させていただきました。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

あとお一方かお二方の発言を求めたいと思います。

○H委員

前回お休みしてしまって、議論に参加しづらくなって、どういうところに議論が集中しているのか、付いていけなくなっているというか、わからなくなっているのですが、報告を聞いて、B委員がおっしゃった、0、1、2歳の待機児童が多いことと、それから一時保育が充実しているというような理解をしました。でも私は現場では全くそうは思っていないくて、保育を申請して待機をされている方の中には、本当に就労が必要な方だけではなくて、やはりおっしゃられたように、ちょっと離れたいとか、働くことを理由にすれば子どもを預かってもらえるんじゃないかという、就労目的ではない方なんかも進めている現状もなくはないですね。となると、0、1、2歳の待機児童が本当にどれぐらい多いのかということをもう少し、どこまでが正確なことかわからないのですが、考えていってもいいのかなと思います。

一時保育は、私の現場で説明したり子育て相談する中で、間に合っているとはとても思えないですし、私立の保育園 13 園で本当に一時保育が充実しているのかどうか。0、1、2歳の待機児童の中で、一時保育だったら、もうちょっと預ければ、毎日行く保育園の新規を申請しなくても済むような家庭はかなりあるんじゃないかと思います。では、その人たちに対してどうするか。さっきの 10 時にならないと来れないお母さん、そんな方はたくさんいらっしゃるし、それを公立保育園の事業に乗せられるかということ、かなり難しいと思います。だとすると、こういう子育て支援システム、ほかのお教室をやるとか、今おっしゃいましたように、来れないお家にだれがどうアプローチしていくか。1歳半児健診、3歳児健診の未受診については、かなり保健師さんは訪問されているし、助産師さんにも行っていただいているし、育児支援家庭訪問事業でもかなりケアはされてきています。問題は、子どもに障害があるかないかをどの保育園で見ると見ないかではなくて、親が来れるか来れないか、親がどう子育てをしようとしているのかという議論のほうが話が早いような気がしました。感想です。

○会長

Hさんにちょっとお尋ねしたいのですが、一時保育については足りないとおっしゃった。でも、具体的には余っているという状態。そのミスマッチについては、子育ての相談を受けていらっしゃる立場で言うとなぜなのか。

あるいは、先ほど公立保育所で例えば 10 時からの集まりをやっても、それは無理だと。だとすると、先ほど、ネットワークとおっしゃったわけですがけれども、船橋の中で、例えば子育て支援センターや児童ホーム、あるいは保育園や保健センター、いろいろなところが支援をする。でも、そのところが、インフラというよりはソフトの面で人と人とがなかなかつながっていない。そこをどうつなげるのかということは、これはあいプランの中でも非常に大きな課題でした。そこは緊急にやれるし、やらなければいけないことだということは確かだとしても、具体的にこれだけ広い船橋の中で、例えば2カ所、3カ所の支援センターで本当にやっていけるのか。

あるいは、地域にある保育園が、公立保育園でもいいですけども、そこが例えばセカンドの支援センターになったときに、ひょっとしたらもうちょっと垣根が低くなって、そして一時保育等についても自由に使えるような体制ができ得るかもしれない。そういう新しい発想でもう一回、

待機をしている人たちの置かれている状況を見れば、新たな保育園をつくるということだけじゃなくて、新しい保育のあり方が見えてくるんじゃないかということがこれまでの議論だったと思うんですね。そのことについて具体的な相談に乗っておられる立場からすると、どのような感想を持たれるかということ、最後に一言お願いできますでしょうか。

○H委員

おっしゃるとおり、いろいろなソフトは市ではあると思うんですね。今、私が考えていることは、お母さんたちのニーズに応じていったら切りがないのですが、待機児童を何とかするところ、課題を持っていくとしたら、10時に来れないお母さんに対してはどこを紹介できるか。あとは、未受診で家からちっとも出てこない。でも子育て不安だと電話がかかってくれば支援しなければならぬ。その人たちはどこに連れ出せばいいのか。子育て支援センターに行ける人は行けばいいですし、これだけソフトがあるのであれば、その家庭に合ったそれをもっと提供して、私たちが課を越えて、例えば、保育園、保健師さん、家庭訪問できる家児相の相談員が、「この家庭にはこういう場所があるよ」「こういうお教室だったら行けそう？ お母さん」という話を提供できるものを共通して持つということはいかがかなと思います。それには、その前にコーディネーターとか間に入る人を充実させて、この家庭にはこういうところがあるよと。

児童ホームでこれだけの事業をやっているのであれば、これももうちょっと、来る人はここでやれるけれども、来ない人はどうするか。児童ホームはあるけれども、この家は引きこもって来ない。そうしたら、例えば子育て不安の教室があるとしたら、そこにつなげられるよということ児童ホームとかすべての機関の職員が認知すること。それを凝縮するには、コーディネーターみたいな人が児童ホームなり保育園なりにおいて、そこに相談に行けばわかるというような感じ。

子育て支援センターは2カ所あって、とても充実した業務をやっていると思うのですが、やはり限られた方しか行っていないのかなという実感を持っています。なので、やっぱり、親御さんがどう動くか。待機児童が多いという、これだけ0、1、2が多いということを聞いた中で、もうちょっと聞いていけば、働かなくても子どもを預けられる機関がたくさんあれば、実はそんなに毎日働きたいとは思っていないという方はいるんじゃないか。子育て相談していると、手元において育てたいという人は多いと思います。ただ、やっぱり離れたい。でも、その時間に行けないとか、子育て支援センターは遠い、2カ所しかない、北部の人はどうやって行けばいい、みたいなことは実感して思っている。

あとついでに、0、1、2歳が多い障害児の話なのですが、統合保育の話がされたときに、ダウン症のお子さんのお話ですが、心理士から言いますと、0、1、2で発達支援が必要なお子さんは、割と重度の障害かダウン症というか、生まれもってすぐわかるようなお子さんたちの枠だとお考えいただいたほうがよいと思います。あと3、4、5歳に関して保育の現場が大変だと思われるのは、広汎性発達障害のような、生まれもってすぐわからない、言葉の遅れが3、4、5歳以降じゃないとわかってこないお子さんたちなので、その辺の統合保育のあり方というのは、もうちょっと厳密になさったほうがいい。これは心理士の立場から意見させていただきました。

○会長

ありがとうございました。

今日は2つのテーマでお話をさせていただきました。

全体で保育のあり方ということですから、当然全体はつながっているわけですが、けれども、やはり一つずつの議論を展開させながら、そして全体としての保育のあり方に持っていかなければならないということがあります。そういう意味では、皆さんにそこに集中していただいて議論に加わっていただいたわけです。

今日も幾つかの課題が出てきたと思いますので、またそれについては事務局で資料を整理していただきたいと思っております。非常に大きな課題として、私自身も今までの議論の中で大変感じてきていたのは、どこの自治体もそうではあるのですが、さまざまな子育て、あるいは子どもたちの育ちにかかわっている機関が、情報やシステムや具体的な連携をどう進めていくのか、それは一体誰がどこでやっていくのかということが、すごく大きなテーマだと思うのです。

例えば、船橋の市役所の中に1カ所あります、というのはワンストップとしては非常にわかりやすいわけです。来れる人にとっては非常にわかりやすいけれども、そのことを認識していなかったり、認識していてもパワーレス状態になっているような方たちにとってみると、そのハードルは非常に高い。ですから、世界中で具体的に今やり始めているのは、もっと身近なところで、もっと近いところで支援体制を組んでいく。そして、それをできるだけ早い時期に発見し、支援につなげていくということが世界的潮流であるわけなので、そのための具体的な地域での支援の場というものをどうつくり上げていくのか、場と人をどうつくり上げていくのか、これが大きな課題だと思うのです。そのことができないと、結局、船橋の中にたくさんいろいろな種類でできている支援センター、あるいは支援の機関が有効に動かない。その認識がないと、いくら施設をつくっても、ばらばらばらばらといろいろなところで待機している人たちや問題を抱える人たちが発生してくるだけで、それをモグラたたきしていても基本的には解決できないんだということが、皆さんがおっしゃっていたことの中で、非常に大きな今日の到達点だったのかなということを感じました。

(3) その他

○会長

次回ですが、次回の予定等につきまして事務局からお話しいただいて、今日の議論は終わりにさせていただきますので、お願いいたします。

○事務局

それでは、次回についてご説明いたします。次回は、7月1日木曜日、午前9時30分より、今日と同じ第1会議室にて開催を予定しております。

資料請求と資料提出につきましては、6月21日月曜日までにご連絡いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○会長

次回、また同じような形で議論させていただきたいと思っております。お忙しいとは思いますが、どうぞよろしくお願いたします。

これで第5回の検討委員会を閉会いたします。

11時34分閉会